

岩手県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第23号

岩手県がん対策推進条例の一部を改正する条例

岩手県がん対策推進条例（平成26年岩手県条例第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 緩和ケア 身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護その他これらに類する行為をいう。</p> <p>(がんの予防の推進)</p> <p>第10条 県は、がんの予防を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響等がんに関する知識の普及啓発</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(がんの早期発見の推進)</p> <p>第11条 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 緩和ケア <u>がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。</u></p> <p>(がんの予防の推進)</p> <p>第10条 県は、がんの予防を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、<u>がんの原因となるおそれのある感染症、性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等</u>がんに関する知識の普及啓発</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(がんの早期発見の推進等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p><u>2 県は、がん検診によってがん罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>

(医療従事者の育成及び確保)

第12条 県は、手術、放射線療法、化学療法、緩和ケアその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん登録の推進)

第18条 県は、がんの予防の推進及びがん医療の水準の向上に資するため、がん登録(がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するためにがんに係る情報を登録する制度をいう。)を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 [略]

(就労の支援)

第23条 県は、がん患者及びがん経験者の就労について、がん患者等及び事業者に対する相談支援及び情報の提供の体制の整備、県民の理解を深めるための普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(研究の推進)

第24条 県は、研究機関、医療機関におけるがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に関する研究その他がんの予防及びがん医療の研究が推進されるために必要な施策を講ずるものとする。

(がん対策推進計画)

第25条 県は、法第11条第1項に規定するがん対策推進計画(以下「がん対策推進計画」という。)を定めようとするときは、この条例の趣旨を反映

3 県は、前2項に規定する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(医療従事者の育成及び確保)

第12条 県は、手術、放射線療法、化学療法、緩和ケアのうち医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん登録の推進)

第18条 県は、がんの予防の推進及びがん医療の水準の向上に資するため、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)第2条第2項に規定するがん登録(その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下この項において同じ。)、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 [略]

(就労の支援)

第23条 県は、がん患者等の就労について、がん患者等及び事業者に対する相談支援及び情報の提供の体制の整備、県民の理解を深めるための普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(研究の推進)

第24条 県は、研究機関及び医療機関におけるがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下並びにがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研究その他がんの予防及びがん医療の研究が推進されるために必要な施策を講ずるものとする。

(がん対策推進計画)

第25条 県は、法第12条第1項に規定するがん対策推進計画(以下「がん対策推進計画」という。)を定めようとするときは、この条例の趣旨を反映

させるとともに、あらかじめ、県民の意見を聴かなければならない。

2・3 [略]

させるとともに、あらかじめ、県民の意見を聴かなければならない。

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。